

更新申請に必要な書類について(居宅サービス等)

1. 必要書類・・・下表のとおり(○印は添付必須、△印は場合により添付)

・提出書類のほかにコピー等により事業所控えを作成し、保管してください。
 ・様式が変更となっている場合がありますので、ダウンロードしたものを使用してください。

番号	必要書類	様式等	訪問介護	訪問入浴介護 (介護予防)	訪問看護 (介護予防)	訪問リハビリ テーション (介護予防)	通所介護	短期入所 生活介護 (介護予防)	短期入所 療養介護 (介護予防)	特定施設入居 者生活介護 (介護予防)	福祉用具貸与 (介護予防)	特定福祉用具 販売 (介護予防)	備考
1	指定更新申請書	別紙様式第一号(二)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	指定に係る記載事項	付表第一号(●)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※4
3	介護支援専門員の氏名及び登録番号	付表別紙	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
4	法人登記事項証明書	-	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	※1
5	従業者の勤務体制及び勤務形態 一覧表 *直近の実績(月初から4週分)	居宅 標準様式1-●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※2 ※3
6	従業者の資格を証する書類の写し	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	サービス提供責任者の経歴	-	省略可	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※1 ※4
8	事業所の平面図 (各室の用途を明示するもの)	居宅 標準様式3	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	※1
9	設備・備品等の概要	居宅 標準様式4	-	省略可	-	-	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	※1
10	運営規程	参考資料5-●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※1 ※3
11	利用者からの苦情を処理するために 講ずる措置の概要	居宅 標準様式5	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可	※1
12	協力医療機関との契約内容	-	-	省略可	-	-	-	省略可	-	省略可	-	-	※1
13	受託サービス事業者が事業を行う 事業所の名称及び所在地並びに 当該事業者の名称及び所在地	居宅 標準様式2	-	-	-	-	-	-	-	省略可	-	-	※1 ※5
14	福祉用具の保管・消毒の方法	-	-	-	-	-	-	-	-	-	省略可	-	※1
15	誓約書	居宅 標準様式6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	届出内容と変更がない旨の誓約書	参考様式9-8	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	※1

※1 「省略可」となっている書類については届出内容と変更がない場合のみ省略が可能です。省略する場合は16番の「届出内容と変更がない旨の誓約書(参考様式9-8)」が必要です。

※2 訪問介護員等が有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等(以下「施設等」という。)の職員を兼務している場合、訪問介護事業所としては非常勤となり、常勤換算方法での勤務延時間数から施設等の業務に従事した時間数を除くこととなります。また、福祉用具専門相談員が住宅改修業務を兼務している場合も事業所としては非常勤となり、常勤換算職員数から除くこととなります。

※3 様式等の欄が「付表第一号(●)」、「居宅標準様式1-●」、「参考資料5-●」となっているものは、サービス毎に様式番号が異なるため「●」としています。

※4 サービス提供責任者の経歴の書類は、サービス提供責任者の資格を証する書類の写しに代えることが可能です(平成20年7月29日老振発第0729002号)。

※5 外部サービス委託型以外の場合は、提出不要です。

2. 同時に変更届を提出する場合(既に届出いただいている内容から変更がある場合)は、添付書類もご提出ください。

※介護給付費算定に係る体制等に関する届出がある場合については、事前に以下の「■ 提出先・問い合わせ先」までご連絡ください。

■ 更新申請書類は、サービス事業所ごとに必要です。

サービスの異なる事業所の更新を行う場合、申請書類はサービスごとに提出が必要です。

ただし、居宅サービスと介護予防サービス(第 1 号事業を含む)の同時申請の場合もしくは、指定の有効期間満了日が異なるが、同一事業所において一体的に運営している事業について更新年月日を合わせる場合、重複する書類は 1 部で結構です。

例) 指定日が4月1日の特定福祉用具販売と介護予防福祉用具貸与の更新を行う場合	→2部(販売分、予防貸与分)
指定日が4月1日の特定福祉用具販売と介護予防特定福祉用具販売の更新を行う場合	→1部
指定日が4月1日の短期入所生活介護と指定日が5月1日の介護予防短期入所生活介護の更新を更新年月日を合わせて行う場合	→1部

■ 指定更新申請に必要な手数料

本市では受益者負担の考え方にに基づき、新規指定及び指定更新に係る申請について、手数料を徴収しています。

指定更新申請については、居宅サービス又は介護予防サービスのみ申請の場合**10,000円**、居宅サービスと介護予防サービスを同時申請(同一の事業所において一体的に運営されており、指定の有効期間満了日が同日である、もしくは更新年月日を合わせる場合に限る。)の場合、**10,000円**の手数料が必要となります。同封の納付書により、本市の指定金融機関又は収納代理金融機関にてお支払いください。

なお、予防訪問事業及び予防通所事業については手数料の徴収はありません。

■ 提出先・問い合わせ先

〒573-8666
枚方市大垣内町二丁目1番 20 号
枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課 介護事業者グループ
TEL:072-841-1468(直通)
FAX:072-841-1322
E-mail:fshidou@city.hirakata.osaka.jp

■ 更新に必要な書類は本市ホームページよりダウンロードしてください

*枚方市ホームページの [ページ番号検索](#) で「3098」と検索してください

